

## 千葉県居宅介護支援事業者等支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、居宅介護支援事業者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者及び千葉県基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する要綱第3条第1項に規定する基準該当居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第75条第1項第3号又は第94条第1項第3号に定める要介護者等からの住宅改修についての相談に関する専門的な知識及び経験を有する者として別に定める者（以下「認定住宅改修専門家」という。）が実施する業務のうち、規則第75条第1項第3号又は第94条第1項第3号に定める住宅改修について必要と認められる理由が記載されているものの作成に係る業務（以下「住宅改修支援業務」という。）を実施したときの支援事業の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(支援事業)

第2条 区長は、居宅介護支援事業者又は認定住宅改修専門家が本市の居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（住宅改修の着工時において法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援及び法第47条第1項に規定する基準該当居宅介護支援を提供すべき居宅介護支援事業者又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援を提供すべき介護予防支援事業者がいない者に限る。以下「居宅要介護被保険者等」という。）に対して住宅改修支援業務を実施したときは、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号）及びこの要綱の定めるところにより居宅介護支援事業者等支援費（以下「支援費」という。）の支給を行う。ただ

し、当該居宅介護支援事業者又は認定住宅改修専門家が住宅改修支援業務を実施した住宅の改修に係る居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費について支給されないときは、この限りでない。

(支援費)

第3条 支援費は、当該居宅介護支援事業者又は認定住宅改修専門家が住宅改修支援業務を実施した居宅要介護被保険者等の人数に応じて、1人につき1回2、000円の割合で算定した額とする。

(支給の申請)

第4条 居宅介護支援事業者又は認定住宅改修専門家が支援費の支給を申請しようとするときは、居宅介護支援事業者等支援費支給申請書(様式第1号)を住宅改修支援業務を提供した月の翌月以降速やかに区長に提出しなければならない。

(支給決定通知)

第5条 区長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査を行い、適当と認めたときは、速やかに支給を決定するとともに、支給額の確定をするものとする。

2 区長は、前項の規定により、支援費の交付を決定し、交付額を確定したときは、当該申請者に居宅介護支援事業者等支援費支給決定兼額確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 区長は、第1項の審査の結果、支援費を支給することが不適当と認めたときは、居宅介護支援事業者等支援費不支給決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付の請求)

第5条の2 前条に規定する通知を受けた者が支援費の請求をしようとするときは、居宅介護支援事業者等支援費請求書(様式第4号)に必要書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消及び支援費の返還)

第6条 区長は、支給決定を受けた者が偽りその他不正の手段により支給の決定を受けたときは、その決定を取り消し、既に支援費を支給している場合にあっては、支援費相当額の返還を命ずることができる。

2 区長は、支給決定を受けた者が第2条ただし書の規定により支援費の支給を受けられないこととなったときは、その決定を変更し、既に支援費を支給している場合にあっては、その支給を受けられないこととなった支援費相当額の返還を命ずることができる。

(台帳の整備)

第7条 区長は、支援費の支給状況を明らかにするため、居宅介護支援事業者等支援費支給台帳を整備するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市居宅介護支援事業者等支援事業実施要綱第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に着工した住宅改修に係る住宅改修支援業務に対して支給する支援費について適用し、同日前に着工した住宅改修に係る住宅改修支援業務に対して支給する支援費については、なお、従前の例による。
- 3 前項の規定により、なお従前の例によることとされる支援費の支給は、平成16年3月31日までの間に千葉市居宅介護支援事業者実施要綱第4条の規定による申請があった場合

に限りこれを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。



様式第2号

千葉市指令 第 号  
年 月 日

居宅介護支援事業者等支援費支給決定兼額確定通知書

居宅介護支援事業者等

様

千葉市 区長



年 月 日付で申請のあった居宅介護支援事業者等支援費について、次のとおり交付決定及び確定をしたので、千葉市居宅介護支援事業者等支援事業実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

	支給決定件数	支給決定金額(確定額)
居宅介護支援事業者等支援費	件	円

被保険者番号	被保険者氏名	被保険者番号	被保険者氏名

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

問い合わせ先

様式第3号

千葉市指令 第 号  
年 月 日

居宅介護支援事業者等支援費不支給決定通知書

居宅介護支援事業者等

様

千葉市 区長



年 月 日付で申請のあった居宅介護支援事業者等支援費について、次のとおり交付しないこととしたので、千葉市居宅介護支援事業者等支援事業実施要綱第5条第3項の規定により通知します。

請求区分	被保険者氏名	被保険者番号	理由

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

問い合わせ先

様式第4号

居宅介護支援事業者等支援費請求書

年 月 日

(あて先)  
千葉市 区長

居宅介護支援事業者等  
事業者番号  
所在地  
名称  
代表者職氏名 ⑩

千葉市居宅介護支援事業者等支援事業実施要綱第5条の2の規定により、年 月 日付で決定された居宅介護支援事業者等支援費について次のとおり請求します。

	請求金額
居宅介護支援事業者等支援費	円

居宅介護支援事業者等支援費は、次に指定する金融機関の口座に振り込んで下さい。

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	口座名義人
				(フリガナ)

代表者と口座名義人が異なる場合には代表者は次の委任状に記名押印して下さい。  
委任状を作成する場合に押印する印は、必ず、請求書に押印した印を使用して下さい。

年 月 日
<b>委 任 状</b>
(あて先) 千葉市 区長 私が受領する居宅介護支援事業者等支援費の受領に関する権限を上記名義人に委任します。
所在地 名称 代表者職氏名 ⑩